

還付金

17 還 付 金

還付金の支払決定状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支払命令官分	支払委託官分	合 計
平成 10 年 度	千円 70,183,950	千円 1,327,010	千円 71,510,960
11	64,631,427	1,383,865	66,015,292
12	64,725,457	1,359,822	66,085,279
13	64,130,020	1,435,635	65,565,655
14	71,032,193	1,699,521	72,731,714
源泉所得税	32,155,027	1,476,103	33,631,130
申告所得税	4,798,050	133,194	4,931,244
法人税	12,631,336	21,013	12,652,349
消費税	599	23	622
消費税及び地方消費税	20,391,407	32,541	20,423,948
その他	1,055,774	36,647	1,092,421
還 付 金 合 計	71,032,193	1,699,521	72,731,714

資 料： 管理課調

調 査 期 間： その年の4月1日から翌年3月31日

用語の説明： 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいい、支払委託官分とは、それが郵便局扱いのものをいう。

(注) 委託納付及び還付加算金を含む。